改正後

（特定無線設備等）

**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［一～十一の二十八　略］

十一の二十九　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十一　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［十二～七十七　略］

2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

［二　略］

**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

| 一　装置 | 二　試験項目 | 三　測定器等 | 四　特定無線設備の種別 |
|---|---|---|---|
| 送信装置 | 周波数 | 周波数計又はスペクトル分析器 | ［第二条第一項略］第十一号の二の十二の無線設備 | ○ |
| | 占有周波数帯幅 | 擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器 | ［略］第十一号の二の十八の十九の十の無線設備 | ○ |
| | | | ［略］第十一号の三の三十一の無線設備 | ○ |

改正前

（特定無線設備等）

**第二条**　［同上］

［一～十一の二十八　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［十二～七十七　同上］

2

一　［同上］

前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

［二　同上］

**別表第一号**　［同上］

一　［同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

| 一　装置 | 二　試験項目 | 三　測定器等 | 四　特定無線設備の種別 |
|---|---|---|---|
| 送信装置 | 周波数 | 周波数計又はスペクトル分析器 | ［同上］第十一号の二の十二の無線設備 | ○ |
| | 占有周波数帯 | 擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器 | ［同上］第二条第一項第十一号の二十八の無線設備 | ○ |